

第 2 回 韮崎市認知症支援ネットワーク協議会

会議の目的

- ・ 認知症徘徊 SOS ネットワークの模擬訓練結果から課題を見出し、よりよいネットワークづくりにつなげられる。
- ・ 韮崎市における認知症の方の課題を共有できる。

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

- (1). 韮崎市認知症徘徊 SOS ネットワーク事業及び模擬訓練について
- (2). 認知症初期集中支援チーム活動実績について
- (3). 韮崎市認知症施策推進計画(案)の策定について
- (4). その他

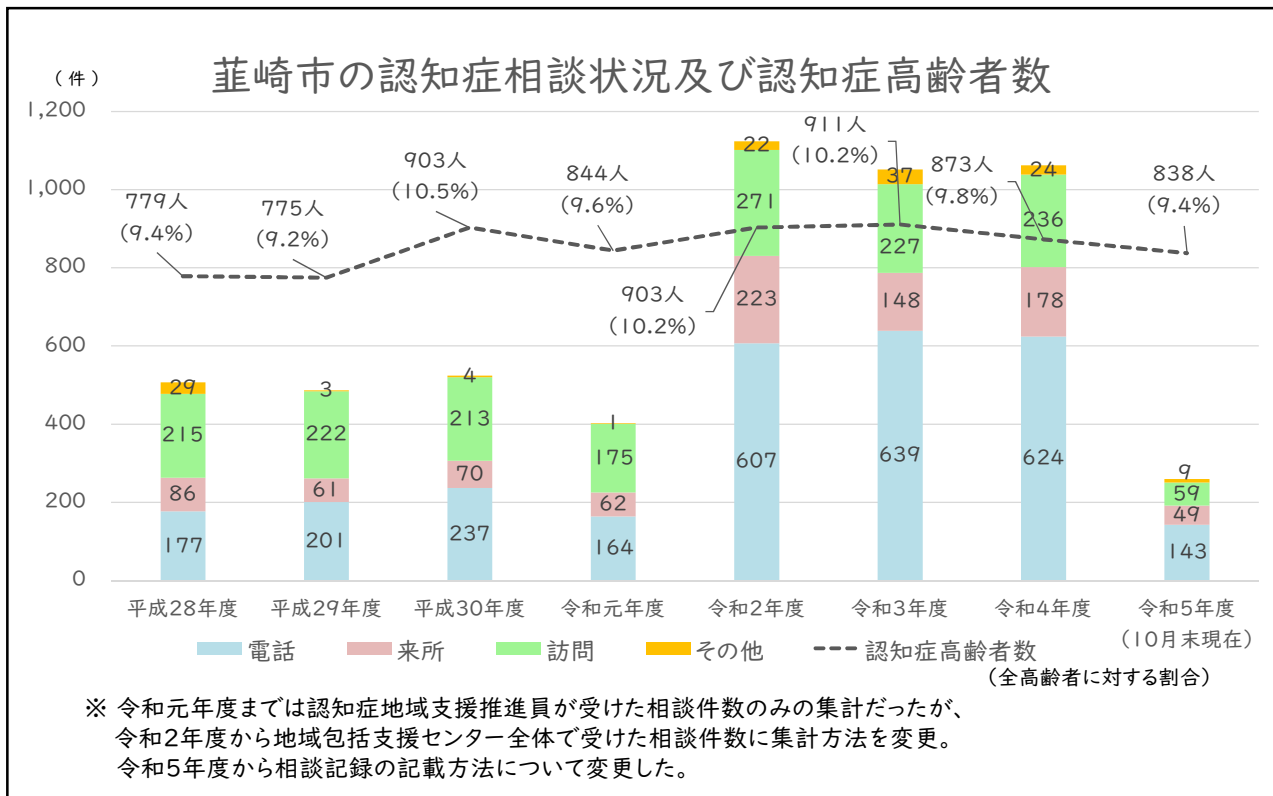
4. その他

5. 閉会

茱崎市認知症徘徊SOSネットワーク事業

【目的】 徘徊により行方不明となった認知症の高齢者等を早期に発見し、当該高齢者等の事故防止及びその家族の負担の軽減を図るため、関係機関が有機的に協力できるネットワークを構築すること。

(1). 荊崎市認知症徘徊SOSネットワーク事業及び模擬訓練について



認知症徘徊SOSネットワーク登録状況

(R5.10月末現在)

- ◆ 申請者数(通算) 153名 (H23年度～)
- ◆ 登録者数 39名
(内 R5年度新規登録者数 7名)
- ◆ R5年度徘徊SOSネットワーク利用者数 0名

(参考) 荊崎市認知症徘徊SOSネットワーク発動実績

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
SOS発動回数	0	0	1	0	1	1	1	1	0	2	0	1	0	8

葦崎市認知症徘徊SOSネットワーク模擬訓練について①

日時：令和5年11月10日（金）14:00～

搜索協力機関、市内介護事業所を含む29カ所に協力を得て実施。4年ぶりに徘徊者役を立てて実施。

実施方法：「ネットワーク登録者が葦崎市内で行方不明。甲斐警察署へ搜索を依頼」と想定。

「葦崎市認知症徘徊SOSネットワークマニュアル」に基づき、実際の状況に近い環境下で確実に情報伝達、搜索、発見、保護が可能な検証。

葦崎市認知症徘徊SOSネットワーク模擬訓練について②

情報伝達について：甲斐警察署からの依頼を受け、包括より搜索協力機関29カ所へ連絡。

FAXのみの連絡 ⇒ 4カ所

FAXとメールで連絡 ⇒ 3カ所

メールのみの連絡 ⇒ 22カ所

FAX、メールを送信後には全搜索協力機関に電話にて情報を送信した旨を伝える。

搜索について：全搜索協力機関が業務に支障がない範囲で搜索に協力。包括支援センターが搜索に出る。

発見、保護について：JR東日本葦崎駅社員によって葦崎駅ロータリーで発見、保護され、甲斐警察署へ連絡。その後包括支援センターへ連絡があり、包括職員が発見現場へ向かう。

< 韮崎市認知症徘徊 SOS ネットワーク 模擬訓練実施計画書 >

【目的】

各部署で対応方法の確認を行い、検討すべき課題を見出すことで、韮崎市認知症徘徊 SOS ネットワークをより効果的に機能できるものにする。

【実施日】

令和 5 年 11 月 10 日（金） 14 時～概ね 1 時間 30 分程度

【参加機関・捜索協力機関】

- ◆甲斐警察署
- ◆韮崎消防署
- ◆日本郵便株式会社 韮崎郵便局
- ◆山梨交通株式会社 韮崎営業所
- ◆有限会社 甲斐タクシー
- ◆有限会社 韮崎タクシー
- ◆JR東日本 八王子支社 韮崎駅
- ◆介護事業所（協力申し出のあった事業所）
- ◆韮崎市福祉課
- ◆韮崎市長寿介護課（地域包括支援センター）

【実施方法】

行方不明者役が徘徊し、実際の状況に近い環境下で「韮崎市認知症徘徊 SOS ネットワーク」の利用により確実な情報伝達、捜索、発見保護が可能か検証する。

【評価方法】

訓練終了後、各捜索協力機関から提出された「令和 5 年度模擬訓練評価シート」を集計後、改善点を明確にし、今後の活動に反映させていく。

【模擬訓練の手順】

1. 予定時刻に、行方不明者役が徘徊開始。
2. 甲斐警察署生活安全課（以下、警察署）は、行方不明が発生したと仮定し、韮崎市地域包括支援センター（以下、包括）に模擬訓練用「韮崎市認知症徘徊 SOS ネットワーク 連絡用紙」（以下「連絡用紙」）を FAX にて捜索依頼連絡をする。（捜索協力機関への捜索依頼を含む）

3. 包括は警察署からの依頼を受け、捜索協力機関に捜索依頼「連絡用紙」を送信する。
4. 捜索依頼「連絡用紙」を受理した捜索協力機関は、各事業所内で捜索内容の伝達を行い、業務に支障のない範囲で捜索に協力する。
5. 行方不明者役を見かけた者は、速やかに甲斐警察署生活安全課（0551-20-0110「徘徊 SOS 模擬訓練です」と伝える）に連絡をし、指示を受ける。業務の都合等により、警察署員の到着まで行方不明者役に付き添えない場合は、包括（0551-23-4313）に連絡し包括職員と交代する。
6. 警察署は、行方不明者役の本人確認後、包括へ行方不明者役発見を連絡するとともに、捜索協力機関への捜索解除「連絡用紙」の送信を依頼する。
7. 包括は警察署からの依頼を受け、捜索協力機関に捜索解除「連絡用紙」を送信する。
8. 捜索解除「連絡用紙」を受理した捜索協力機関は、各事業所内で解除の伝達を行う。
9. 捜索協力機関は、「令和 5 年度 模擬訓練評価シート」に訓練結果を記入後、提出期限内に包括へ送信する。

【確認事項】

●伝達内容に関すること

- ・捜索協力機関は、「連絡用紙」で文字・写真等内容の確認ができ、正確に各関係者（各事業所の職員等を含む）に伝える事ができる。

●捜索協力に関すること

- ・業務に支障のない範囲で、捜索に協力できる。

●模擬訓練終了後のこと

- ・捜索協力機関は訓練終了後、結果を「令和 5 年度 模擬訓練評価シート」で包括へ報告。今後の活動に活かす事ができる。

第3号様式(第9条関係)

模擬訓練用

蕪崎市認知症徘徊SOSネットワーク連絡用紙

発信元: 甲斐警察署
電話: 0551-20-0110


~~検索~~

解除

発信日時: 令和 5年 11月 10日(金)

AM・PM ~~14時07分~~
15:10

【検索の連絡】

登録番号	登録NO: R051110				
ふりがな	にらさき たろう	登録時年齢	現年齢	性別	
氏名	蕪崎 太郎 (旧姓)	70歳	72歳	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	
住所(自宅)	蕪崎市本町三丁目6-3				
(施設入所の場合)	(住所)	(施設名)			
最後に本人を確認した日時・場所	いつ: 令和 5年 11月 10日(金) 11時00分頃 どこで: 市立病院を受診して家を出て戻らない				
本人の状況	身長	160 cm くらい			
	体格	中肉中背			
	頭髪	坊主頭			
	着衣 (種類・色)	上 黒いボタンダウンのシャツ / 紺色ジャケット 下 ベージュのスボン 履物 黒い運動靴			
	歩行能力	杖なしで歩ける	荷物・所持金など		傘のみ
	その他 (特徴・持病など)	紺色の傘			
確認	防災無線	利用する	<input checked="" type="radio"/> 利用しない		

【解除の連絡】

発見された日時・場所	日時	令和 5年 11月 10日 金曜日 14時 42分		
	場所	JR 蕪崎駅口-911-	発見者 駅員	
発見時の心身の状況	良好			

◇連絡を受けた日時 令和 5年 11月 10日 金曜日 14時 44分

◇解除連絡を受けた日時 令和 年 月 日 曜日 時 分

特記事項:

《注》 個人情報となります。解除連絡後、この件に関するFAX・メールは各事業所において必ず破棄・削除をお願いします。

〈模擬訓練評価シート〉 集計結果

模擬訓練 令和5年11月10日(金) 14時～
回答数 20 事業所

① 貴所属で検索の連絡用紙を確認した時刻は何時何分でしたか。

FAX 14時17分～15時06分
メール 14時20分～14時40分

② 受理の際、支障や問題はありましたか。内容（写真・文字）が確認できましたか。

【FAXでの受理】

- ◆写真はFAXだと真っ黒で分かりにくい、不鮮明。
- ◆文字は読み取れるが、写真は黒くて人物の確認が難しい。
- ◆問題なく内容もしっかり確認できた。
- ◆用紙2枚目の顔と全身写真が黒くなり、識別しにくい。
- ◆受理の問題はなかった。文字が鮮明でない部分があったが、判読は出来た。
- ◆写真が黒く、顔などはっきり見えなかった。
- ◆電話連絡があったのでリアルタイムで気付くことが出来た。写真と文字は確認できた。
- ◆連絡用紙の一部が読み取りにくい文字があった。
- ◆2枚目の顔と全身の写真が輪郭程度しか確認できなかった。

【メールでの受理】

- ◆支障や問題はなかった。
- ◆写真がカラーで見やすかった。
- ◆今回は時間が分かっていたので、メールやFAXを気にしていたが、そうでないと見るタイミングが遅くなることもある。
- ◆添付写真で顔、全体像の特徴がつかみやすい。

③ 受理した内容を事業所内でどのように伝達しましたか。

- ◆無線連絡（タクシー）
- ◆駅社員へ口頭にて共有。
- ◆外出する職員に対して連絡用紙の内容を確認し、発見時の連絡方法の確認も行った。
- ◆当日勤務のスタッフを集合させ、受理した連絡用紙を全員で確認した。その後、送迎の際に注意を払うよう指示をした。
- ◆事業所スタッフ、ヘルパーにメールで伝達した。個人名は伝えず、見かけた場合は事業所へ連絡するよう伝えた。
- ◆デイの看護師、ヘルパーに口頭で伝達。
- ◆全員で情報を閲覧できた。
- ◆回覧をした。

- ◆受理した内容を印刷し、職員に声掛けして回覧した。
- ◆情報を印刷し、スタッフ間で声掛けによる共有を図った。
- ◆職員への周知、施設内への貼り出しをした。
- ◆通所スタッフへ用紙をコピーして配付。また、職員連絡版へ掲示した。
- ◆無線にて乗務員に連絡した。
- ◆グループ LINE で伝達したので、外の訪問しているスタッフにも周知できた。
- ◆事業所グループ LINE にて伝達。
- ◆本人の特徴等を事業所内にいない職員に伝え、所内にいる職員には内容を読み上げた。
- ◆他の業務があり伝達できなかった。
- ◆各フロアに印刷し、送迎時や出かけた際に気にかけるよう伝える。何かあれば担当職員へ連絡するよう伝えた。
- ◆メール受信時、PC 操作できる職員がいなかったため伝達できなかった。
- ◆受理后、各部署に報告先等の情報を通達して情報共有した。
- ◆口頭で所内の職員に伝達し、共有デスクに置き確認した。
- ◆FAX での知らせかと思っていたがメールだった。メールでの確認後他のスタッフは訪問に出ており伝達できなかった。
- ◆全体出勤中であったため、受理から 30 分程度経過していたが、職員に周知した。

④ 貴所属で解除の連絡を受理した時刻は何時何分でしたか。

F A X	<u>15 時 12 分～15 時 30 分</u>
メール	<u>15 時 15 分～15 時 35 分</u>

⑤ 模擬訓練を通してお気づきの点や感想等ご記入下さい。

- ◆写真が分からないのでメール等でも連絡があった方が良い。
- ◆今回韮崎駅で保護したが、徘徊者役の方が若い方だったので声掛けに少し戸惑った。
- ◆写真での検索は良いが、画像の写りが悪いと検索時に心配になる。
- ◆実際にヘルパー等へメールすることで本当にネットワークを使う時のイメージが湧いた。認知症の方が歩いていて困っているかもしれない、という事も考えることが出来た。
- ◆訓練を通して、事業所のスタッフにも徘徊 SOS ネットワークのことを周知することが出来た。定期的な訓練の継続が有効だと思う。
- ◆会議中などでタイムリーに確認できない事もある。
- ◆実際はメールに気付かないことはあると思う。
- ◆早期に見つかって良かった。情報も細かくて分かりやすかった。

- ◆メールは普段、朝と夕方しか確認しないので、時間帯によってはタイムリーに開かないこともあるので協力出来ない時もあると思う。
- ◆業務のためメールに気付くのが遅れてしまった。
- ◆メールだと、曜日や勤務体制によっては周知できない。本当に緊急の際はFAXと電話をもらえると確実。また、どうにかして探す目が増やせればよいと思う。
- ◆送迎等の時間ではなかったため、情報の共有以上の協力が難しい環境だった。人間的にも捜索に出ることが出来なかった。
- ◆運転中、特に乗客の場合は脇見運転は出来ないので訓練に参加することは難しい。
- ◆受信方法をメールにしていたが、メールを開ける勤務者がおらず、FAXで送りなおしてもらった。最初からFAXの方が担当者が不在の場合でも気付きやすい。
- ◆連絡用紙の送信時に電話連絡もしてくれるとすぐに対応できて良いと感じた。
- ◆他の業務があるとメールに気付かないが、電話連絡があると確認できる。
- ◆前回と比べて、用紙が見やすくなった。
- ◆少し様子がおかしい人等がいても大丈夫かなと思ってしまうことがあるので、定期的に訓練をすることで、声掛けや気にかけるなどの行動ができる（身につく）と思う。
- ◆緊急時、早期に対応していくにあたり充実した訓練であると感じた。
- ◆放送等よりも情報が細かく確認することができる。
- ◆いつもメール送信後に電話連絡が来るのか。
- ◆FAXだと写真による情報に限界があり、メールによるデータでの受信ができれば確実に伝わると感じた。しかしメールだと受理に気付かないことが考えられるため、手間はかかると思うが、FAXとメールの両方の手段で受理ができると、迅速かつ確実な情報共有ができると感じた。

⑥ その他日々の業務で感じている認知症高齢者への対応についてご意見ご要望がありましたらご記入下さい。

- ◆駅の放送機材を活用して協力していきたい。
- ◆包括からの電話連絡がありスムーズだった。
- ◆徘徊SOSに登録している方の情報はどのくらいの間隔で更新しているのか？写真の更新もしているのか？
- ◆自宅にこもらず他者との交流機会や活躍場面が増えることで、周辺症状の悪化が予防できると思う。
- ◆認知症と診断されても出来るだけ住み慣れた自宅で過ごすことが出来れば、と思う。まずは身近な家族に認知症について知ってほしい。いつまでもしっかりした姿ではないことを受け入れてほしいと思う。
- ◆認知症を理解できない家族の対応が最近多くなっている。

- ◆模擬訓練の時はメールが届くが、実際に防災無線で行方不明のお知らせがある時は、事業所にはメールが届かない。実際の時もメールが届けば協力できるのではないかと思った。訓練の時も「訓練」と放送があればメールを開くきっかけになると思う。
- ◆心配な方がいる場合は個別に相談したい。
- ◆グループホーム等の施設でも24時間目が離せないのに、自宅で見る事は非常に困難だと思う。自宅での安定した生活の継続のためには環境整備が急務であると強く感じる。
- ◆自宅以外の事案の時、情報の収集に課題がある。
- ◆救急出動時等に関連情報をスムーズに得られるように「救急時安心情報キット」を活用しながら連携を図りたい。

※救急時安心情報キットとは…

65歳以上の一人暮らしの方を対象に「普段通っている病院」や「緊急連絡先」などの情報を専用の容器に入れ、各家庭の冷蔵庫に保管するものです。

これにより、災害時や病気やけがなどで救急隊員が駆けつけた時に容器の中を確認して、避難先や病院への速やかな情報伝達、搬送につなげることができます。



課題と今後の方向性

課題① メールでの受信に気づかない。
FAXでは不鮮明。

対応



- ①-1 FAX・メール後に全事業所に確認の電話連絡を行ったことにより、スムーズに情報伝達ができた。ネットワーク発動の際は同様に対応していく。
- ①-2 FAX送信のみの事業所には電話連絡時に口頭でより具体的な本人情報を提供できる範囲で提供していくか。

課題と今後の方向性

課題② 徘徊者がいても気が付かない。
発見してもどう声かけしたらいいか迷う。

対応



- ② 認知症サポーター養成講座等を通じて、認知症への理解・対応方法について、ネットワークの周知を行っていく。また、サポーターのステップアップを図る。ネットワークを通じて徘徊者を発見した場合の流れについて毎年確認していく。

課題と今後の方向性

<方向性>

○FAXやメールでの連絡はスムーズに行えている。メールの方が写真等鮮明であることから、やむを得ない場合以外は引き続きメール対応をお願いしていく。担当者が変わることで今までFAXのみの対応としていた機関もメールでの対応が可能であると思われるため、年度当初に情報伝達の方法について確認を行っていく。

○繰り返して訓練を実施することで、ネットワークの流れが関係機関に浸透してきているため、引き続き関係機関にご意見を聞きながら訓練を実施していく。



認知症サポーター養成講座

認知症を正しく知り、認知症の方や家族に対しての「応援者」を増やしていくことを目的に認知症サポーター養成講座を開催しています。「認知症ってどんな病気?」「私たちにできることは?」といった内容をわかりやすくお話しします。なお、受講するとサポーターの目印としてオレンジ色のブレスレット(オレンジリング)が渡されます。

蕪崎市地域包括支援センターにて随時受け付けています!

韮崎市認知症初期集中支援チーム フロー図



電話・来所等
での相談

長寿介護課・韮崎市保健福祉センター内 (住所) 〒407-0024 韮崎市本町3丁目6番3号
もの忘れ相談センター : 0551-23-4464
地域包括支援センター : 0551-23-4313

相談の応需

認知症初期集中支援の対象か否か判断

40歳以上で、在宅生活をしており、かつ認知症が疑われる人または認知症の人で、以下のア・イのいずれかの基準に該当する人

(ア) 医療サービス、介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人

- ・認知症疾患の臨床診断を受けていない人
- ・継続的な医療サービスを受けていない人
- ・適切な介護保険サービスに結び付いていない人
- ・診断されたが介護サービスが中断している人

(イ) 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している人

否

定期訪問・相談実施

対象

初回訪問

- ・基本情報の聴取
- ・アセスメントの実施
- ・介護負担度評価

認知症初期集中支援チーム会議

チーム員：精神科専門医、認知症臨床専門医、
認知症サポート医、
認知症看護認定看護師、作業療法士、
認知症地域支援推進員、保健師、
精神保健福祉士、社会福祉士

- ・支援計画の立案
- ・支援の方向性の見直し
- ・初期集中支援終了の判断

* チーム会議議録の作成

認知症疾患医療センター・精神科病院

- ・支援計画や支援の方向性のアドバイス
- ・鑑別診断
- ・医療機関との連携強化

認知症初期集中支援の実施

- ・医療受診に向けての支援
- ・各種サービス利用に向けての支援
- ・身体、生活環境を整える支援
- ・介護者、家族、支援者等への助言

* 支援記録の作成

認知症初期集中支援チーム 検討委員会

目的

支援チームの設置及び活動状況の検討

役割

初期集中支援チームが行う業務の評価を行って意見を述べ、適正、公正かつ中立な運営の確保を目指す

事業が適切に実施されているかどうか評価し、不十分な点があれば、その改善策を探る

開催頻度

- ・定期的に開催
- ・検討課題が発生した場合
- ・最低でも、年3回の開催

認知症初期集中支援終了

- ・医療、介護等への引き継ぎ

モニタリング

- ・医療、介護サービスを継続できているか
- ・本人の身体状況、生活状況の確認
- ・家族の介護負担度

* モニタリング結果の作成

2か月ごと

モニタリング結果の報告

必要時、ケアマネ等への助言

6か月間

(2).認知症初期集中支援チーム活動実績について

初期集中支援チーム活動実績

	対象者	対象者内訳		訪問回数	来所・電話 対応回数	終了件数 (医療・介護への引き 継ぎあり)	チーム員会議 開催回数
		新規	継続				
H27年度	2名			3回	4件	0件	1回
H28年度	8名	6名	2名	38回	34件	5件	11回
H29年度	6名	3名	3名	23回	25件	4件	11回
H30年度	5名	3名	2名	19回	25件	3件	9回
R元年度	7名	5名	2名	27回	21件	5件	8回
R2年度	8名	6名	2名	20回	47件	2件	11回
R3年度	8名	2名	6名	15回	93件	8件	13回
R4年度	5名	5名	0名	28回	78件	5件	12回
R5年度 (10月末現在)	3名	3名	0名	7回	22件	1件	7回

(参考) 認知症相談件数(10月末現在)

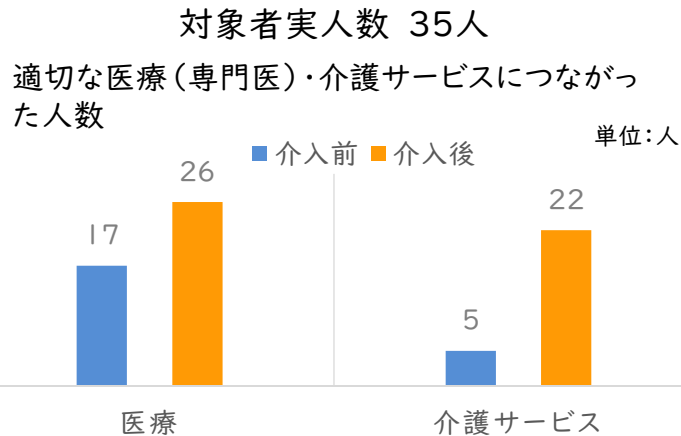
相談件数 260件

内訳 電話(143件) 来所(49件) 訪問(59件) メール・その他(9件)

初期集中支援チームの支援内容

1. 認知症の評価
2. 環境整備
3. 受診支援、内服支援
4. 介護サービスの調整、引継ぎ
5. 認知症への関わり方、対応の仕方(家族へ)
6. 家族調整
7. 支援終了3か月後のモニタリング

初期集中支援チーム実績 (H28.1~R5.10.31)




初期集中支援チームの介入により、医療や介護サービスにつなげることができた。

認知症初期集中支援からみえること

- 家族支援が必要なケースが多い
特に男性が主な介護者となっている
- 身寄りがあっても家族とトラブルとなり、キーパーソンとなる人がいないケースが増えている
- 認知症状が悪化してから対応するケースが多い
- 問題が複雑化し、短期間での解決が難しい
- 医療機関との細やかな連絡調整が必要

今後の対応

- 
- 多機関との連携
 - 相談窓口の周知、認知症の正しい知識の普及
 - 虐待の早期発見と対応
 - 民生委員など地域との連携
 - 終了後の定期的なモニタリングにてフォローアップ
 - ケースの状況に応じて、医療機関と電話、書面、
受診同行等対応方法を検討しながら対応していく

令和5年度 韮崎市認知症支援ネットワーク協議会 委員名簿

1回目 2回目

	区分	事由	団体名称	委員名	認知症支援NW	認知症徘徊SOS
1	医師会	地区医師会の代表	韮崎市医師会 (会長)	寺本 真人	○	
2	医療	認知症疾患医療センター	山梨県立北病院 (院長)	宮田 量治	○	
3	医療	精神科病院	韮崎東ヶ丘病院 (院長)	浅尾 和彦	○	
4	医療	かかりつけ医	秋山脳外科医院 (院長)	秋山 巖	○	
5	地区長	地区長連合会	韮崎市地区長連合会 (副会長)	白倉 博志	○	○
6	民生委員	民生委員協議会	韮崎市民生委員・児童委員協議会 (副会長)	田邊 清	○	○
7	愛育会	愛育会	韮崎市愛育会 (会長)	山本 幸子	○	○
8	高齢者団体代表	老人クラブ連合会	韮崎市シニアクラブ連合会 (会長)	藤嶋 英毅	○	
9	権利擁護	司法書士	山梨県リーガルサポート	竹野 満男	○	
10	看護協会	看護協会地区支部	山梨県看護協会 ほっとほっと韮崎 (所長)	塚越 暁美	○	
11	事業者	サービス提供事業所	愛の家 グループホームにらさき (ホーム長)	勝原 慎也	○	
12	事業者	サービス提供事業所	グループホーム武田の里 (管理者)	山寺 慶一	○	
13	事業者	介護支援専門員協会	介護支援専門員協会峡北支部	横森 博子	○	○
14	社会福祉協議会	社会福祉協議会	韮崎市社会福祉協議会 (会長)	水川 勉	○	○
15	警察	所轄警察署	甲斐警察署 生活安全課 (課長)	中村 浩之	○	○
16	消防	所轄消防署	韮崎消防署 (署長)	藤森 明	○	○
17	徘徊見守り関係	郵便事業	日本郵便株式会社 韮崎郵便局 (局長)	阿部 俊雄	○	○
18	家族の会	認知症の人と家族の会	虹の会 (会長)	田村 美恵子	○	○
19	搜索協力機関	タクシー会社	山梨交通株式会社 韮崎営業所	長田 英基		○
20	搜索協力機関	タクシー会社	有限会社 甲斐タクシー (代表取締役)	小泉 茂		○
21	搜索協力機関	タクシー会社	有限会社 韮崎タクシー (専務取締役)	山本 政広		○
22	搜索協力機関	韮崎駅	JR東日本 八王子支社 韮崎駅 (駅長)	深山 英樹		○
23	普及啓発機関	金融機関	山梨県民信用組合 韮崎支店 (支店長)	村松 敬太		○
24	普及啓発機関	提携委託業者	山梨ヤクルト販売株式会社 (代表取締役社長)	上田 文彦		○

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

【事務局】

韮崎市長寿介護課 介護支援担当 (地域包括支援センター)

【関係機関】

韮崎市 総務課 危機管理担当

韮崎市福祉事務所 (韮崎市 長寿介護課 長寿社会担当)

韮崎市認知症支援ネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1条 認知症の高齢者等及びその家族（以下「認知症者等」という。）が安心して暮らせるよう、地域の中で組織的な支援を行うため、韮崎市認知症支援ネットワーク協議会（以下「ネットワーク協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認知症者等への支援に係る情報交換及び支援方法の検討
- (2) 認知症者等を地域で支援する体制の構築
- (3) 認知症への知識と理解の普及啓発
- (4) 韮崎市認知症初期集中支援チーム設置要綱（平成30年3月韮崎市告示第96号）に規定する韮崎市認知症初期集中支援チームの活動状況の評価
- (5) 韮崎市認知症徘徊SOSネットワーク事業実施要綱（平成30年3月韮崎市告示第9号）に規定するSOSネットワーク事業の評価
- (6) その他認知症者等の支援に必要と認められる事項

(組織)

第3条 ネットワーク協議会の委員は、次に掲げる機関又は団体の関係者（以下「関係機関等」という。）で組織し、市長が委嘱するものとする。

- (1) 医療関係機関又は団体
- (2) 自治会組織
- (3) 高齢者団体
- (4) 権利擁護関係機関
- (5) 保健関係機関又は団体
- (6) 福祉関係機関又は団体
- (7) 介護関係機関又は団体
- (8) 警察関係機関
- (9) 消防関係機関
- (10) 郵便事業者

(11) 検索協力機関

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 ネットワーク協議会に、会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、ネットワーク協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ネットワーク協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 前項の規定に関わらず、第1回のネットワーク協議会の会議は、市長が招集する。

(部会)

第6条 ネットワーク協議会は、下部組織として部会を置くことができる。

2 部会は、第2条第2号及び第3号の事項の推進について置くものとする。

(庶務)

第7条 ネットワーク協議会の庶務は、長寿介護課において処理する。

(秘密保持義務)

第8条 ネットワーク協議会の委員及び担当者は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、ネットワーク協議会の運営に関し必要な事項は、会長がネットワーク協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際廃止前の韮崎市認知症支援ネットワーク協議会設置要綱（平成22年11月韮崎市訓令乙第30号）の規定により市長から委嘱された委員は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、当該委員に委嘱された者の任期は、廃止前の韮崎市認知症支援ネットワーク協議会設置要綱の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。